

# 第3章 循環型社会をつくる

## 第1項 循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業

### (1) 概要

清掃事業が、平成12年に東京都から各区に移管されたことにより、東京23区では、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理（焼却や破砕など）を東京二十三区清掃一部事務組合が、そして最終処分（埋立）場の運営・管理を東京都がそれぞれ分担して行っています。

このうち最終処分場として、23区が利用している東京港の中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場については、残余年数が50年程と言われており延命化を図るためにごみ減量とリサイクル事業を推進していく必要があります。

また、ごみ処理やリサイクルの分野においても、私たちが環境に負荷を与えない「循環」を基調としたシステムをいかに築いていくかが求められています。

こうしたことから区は、「練馬に循環型社会システムを実現し、人と環境が共生する都市をつくる」ことを基本方針とし、循環型社会の形成に向けた施策を進めています。

### (2) 区における計画体系と方針

区は、「練馬区長期総合計画」の環境分野を担う計画として、平成5年に「練馬区環境基本計画」を策定し、「環境へのやさしさが育む循環・共生のまち ねりま」をめざして総合的な環境施策を進めてきました。また平成8年には、「練馬区環境基本計画」のリサイクル部門の個別計画として、「練馬区リサイクル推進計画」を策定しました。その後、平成12年4月に清掃事業が都から区に移管されることになり、従来から区で行っていたリサイクル事業と、清掃事業を一体的に推進することを目的に、「練馬区リサイクル推進条例」（平成11年12月条例第55号）および「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」（平成11年12月条例第56号）を制定しました。これらの条例に基づき、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」の策定と「練馬区リサイクル推進計画」の改定を行いました。

さらに、平成23年3月には、リサイクル事業と廃棄物処理を一体的に進めるため、「練馬区リサイクル推進計画」を含めた計画として「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画」を改定しました。

#### 練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～平成32年度）

本計画の基本理念は、練馬区基本構想でめざす10年後の姿『ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬』を清掃・リサイクル分野においてその役割を果たすために、「区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を継承することのできる都市をめざす」としました。

一般廃棄物処理の大きな目的である公衆衛生の向上と良好な生活環境を維持す

ることは、区の責務であり、その目的を達成するために、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たすことにより、生活の場・事業活動の場としての練馬区の価値を高めることとなります。

さらに、本計画では、リサイクル事業と廃棄物処理を一体的に進めるため、「練馬区リサイクル推進計画」を含めた計画として改定し、第5章にリサイクル推進計画（3R・適正処理計画）を位置づけました。また、以下の基本方針

- ① 廃棄物の発生抑制を図ること。
- ② 再使用を再生利用に優先すること。
- ③ 再生利用に当たっては、燃料としてではなく、材料として利用する方法を優先すること。

④ 廃棄の段階では、なるべく環境に負荷を与えない方法で適正に処理すること。に基づき、施策を体系化し「重点的取組項目」と前リサイクル推進計画からの具体的な取組を引き続き行う「継続する取組項目」とに分け事業を展開しています。

また、本計画においては、一般廃棄物の収集ごみ量、資源量、発生量などの目標を設定しており、例えば収集ごみ量では、区民1人1日あたりのごみ排出量を平成21年度の551g/人日から平成32年度には470g/人日を目標値としています。

### (3) 循環型社会に向けた3Rの推進

平成12年に「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）が制定され、その中で発生抑制（リデュース）が最も優先され、次いで再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めるという3Rの考え方により、国は循環型社会の形成に向けてさまざまな施策を実施しています。区でもこの考え方に基づき、3R事業に積極的に取り組んでいます。

- ① リデュース（Reduce）：ごみの発生を抑えましょう
- ② リユース（Reuse）：すぐごみとするのではなく繰り返し使いましょう
- ③ リサイクル（Recycle）：資源として再生利用しましょう

### (4) 練馬区循環型社会推進会議

平成10年7月、区長の諮問機関として「練馬区リサイクル推進協議会」が設置され区民、事業者、学識経験者等の参加のもとに、平成12年4月の清掃事業移管後におけるリサイクル推進のあり方について、さまざまな検討・協議が行われ、検討結果に基づき区は、「練馬区リサイクル推進条例」を制定しました。

条例では、区の清掃・リサイクルのあり方を審議する機関として、区民、事業者、学識経験者等で構成する「練馬区循環型社会推進会議」を設置することにしました。会議体は、区長からの諮問に応じて、リサイクル推進のための基本的事項や廃棄物の減量および処理に関する基本的事項等について審議することとしています。

平成24年9月に発足した第7期の会議体では、「更なるごみ減量に向けた3Rの取り組みについて」の諮問を受け、3Rの取組について審議し、区長に対して平成26年6月に答申を行いました。

## (5) 統計から見た清掃とリサイクルの推移

### ① ごみ量、資源量の推移

#### 1) ごみ量

区が収集するごみには、可燃ごみ、不燃ごみおよび粗大ごみがあり、その収集量は表1、グラフ1に示すとおりです。

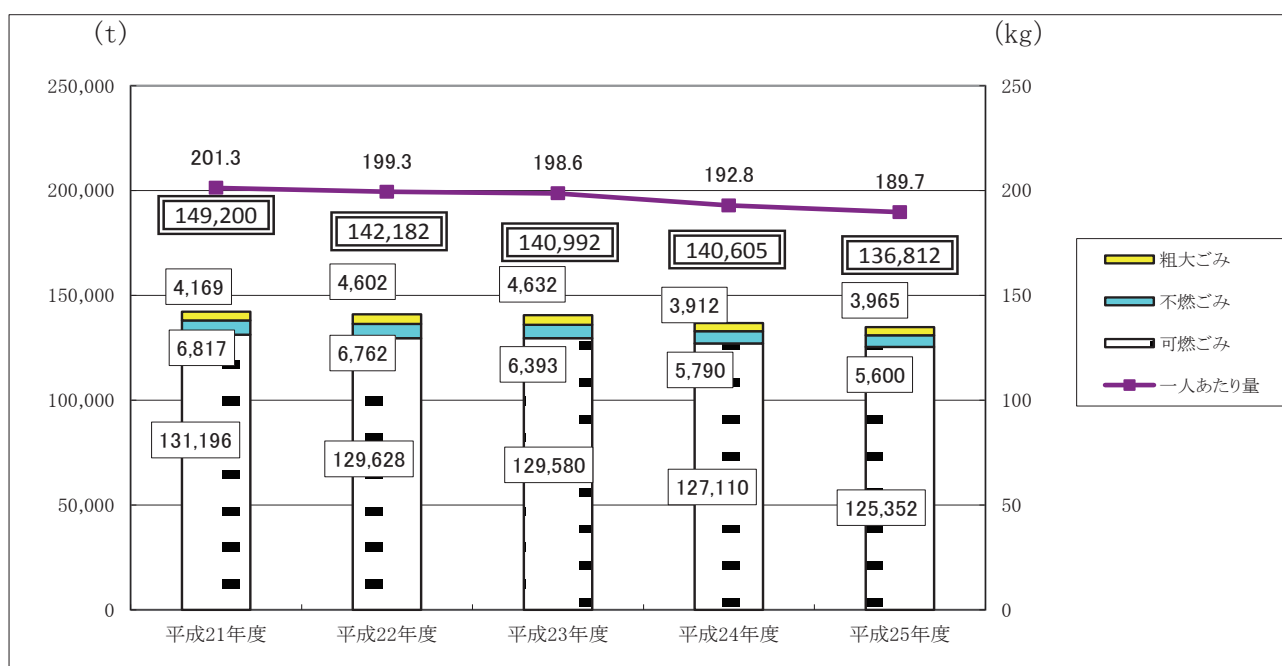
表1 区が収集するごみ量の推移と一人あたり量（年間）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人口（人）		706,449	707,280	707,903	709,427	711,380
可燃	量（t）	131,196	129,628	129,580	127,110	125,352
	1人あたり量（kg）	185.7	183.3	183.0	179.2	176.2
不燃	量（t）	6,817	6,762	6,393	5,790	5,600
	1人あたり量（kg）	9.6	9.6	9.0	8.2	7.9
粗大	量（t）	4,169	4,602	4,632	3,912	3,965
	1人あたり量（kg）	5.9	6.5	6.5	5.5	5.6
計	総量（t）	142,182	140,992	140,605	136,812	134,917
	1人あたり量（kg）	201.3	199.3	198.6	192.8	189.7

※ 人口は、各年度とも10月1日現在の住民基本台帳（外国人を含む）による人口

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

グラフ1 ごみの総量と一人あたり量(年間)の推移



## 2) 資源量

区が回収している資源品目は、古紙、紙パック、古布、びん、缶、ペットボトル、乾電池、容器包装プラスチック、廃食用油、小型家電等で、平成24年度には、新たに蛍光管の資源回収を実施しました。その回収量の推移は、表2、グラフ2に示すとおりです。

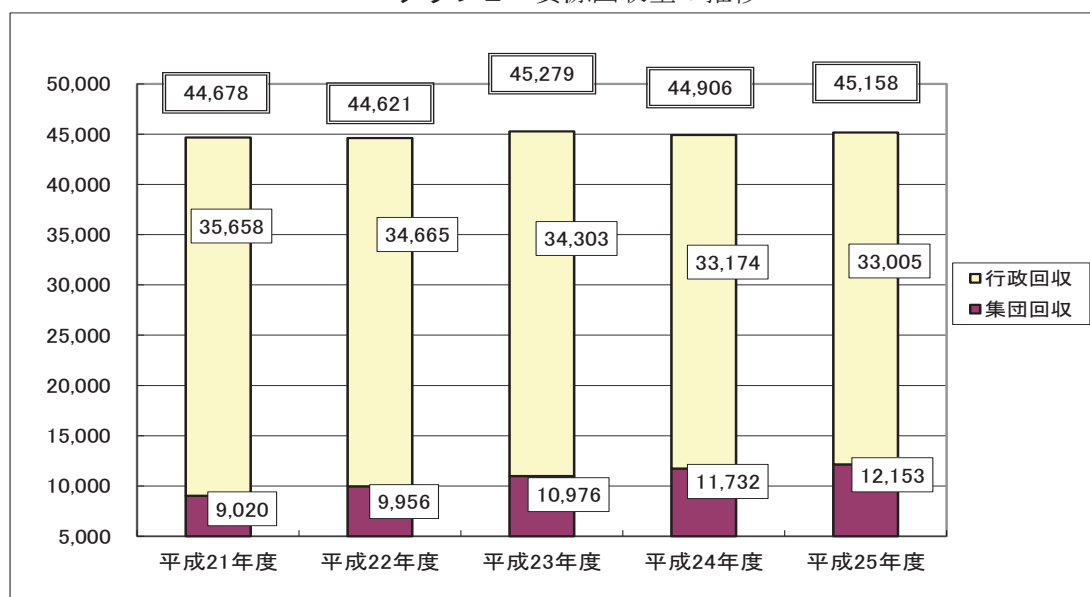
表2 資源回収量の推移

(単位：t)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
資源回収量計		44,678	44,621	45,279	44,906	45,158
集団回収		9,020	9,956	10,976	11,732	12,153
行政回収		35,658	34,665	34,303	33,174	33,005
内訳	古紙	19,632	18,794	17,863	16,641	16,459
	紙パック	41	36	79	67	63
	古布	573	552	557	507	465
	びん(リターナブル)	487	485	487	497	506
	びん(ワンウェイ)	4,894	4,904	4,937	4,862	4,940
	缶(スチール)	1,508	1,493	1,455	1,398	1,363
	缶(アルミ)	713	703	684	662	648
	ペットボトル	2,186	2,179	2,430	2,322	2,336
	乾電池	101	101	94	91	85
	容器包装	5,505	5,397	5,423	5,275	5,219
	廃食用油	20	19	18	19	18
	金属類	—	—	265	734	791
	小型家電	—	—	1	2	3
	布団	—	—	10	97	109
	蛍光管	—	—	—	1	1

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

グラフ2 資源回収量の推移



## ② ごみの組成

平成25年度に行った資源・ごみの排出実態調査により、可燃ごみと不燃ごみの組成を表したものがグラフ3です。可燃ごみ、不燃ごみの中には、区が資源として回収しているものが、それぞれ19.2%、10.3%含まれている状況です。

グラフ3 平成25年度の可燃・不燃ごみ組成結果

